

大館市森林認証C o C 認証取得支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林認証材の安定的な供給体制を確立し、森林認証材及び森林認証製品の販路拡大による大館市産材等の需要拡大に資することを目的に、木材生産事業者等が行う森林認証であるC o C 認証の取得等に要する経費を補助する大館市森林認証C o C 認証取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林認証制度 適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている市内の森林又は市内の経営組織などを認証機関が認証し、それらの森林から生産された木材及び木材製品を分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度をいう。
- (2) FM認証 適切な森林管理が行われていること等を認証機関が審査し、認証することをいう。
- (3) C o C 認証 加工流通過程の管理認証として、FM認証を取得した森林から生産された木材が非認証材と混合しないよう、製材工場等において木材及び木材製品が分別管理されていること等を認証機関が審査し、認証することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認める者とする。

- (1) 市内に所在する木材生産事業者又は製材・加工事業者及び流通事業者等で、FM認証を取得した市内の森林から生産された原木を加工・流通させるため、C o C 認証を取得する者
- (2) 前号に掲げる複数の事業者で構成し、C o C 認証グループ認証を取得する団体

2 前項の規定にかかわらず、第6条に規定する申請の日において補助対象者が市税等に未納がある場合、補助対象者とししないものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、C o C 認証の新規取得事業、C o C 認証の維持事業及び更新事業とし、補助金の交付対象となる経費（以

下「補助対象経費」という。)は、認証機関に支払う当該審査に要する費用とする。

- 2 国、県等の補助制度を併用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、補助対象経費から当該補助額を控除した金額を補助対象経費とするものとする。
- 3 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額及び上限額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助金の上限額は、新規取得事業の場合は50万円、維持事業及び更新事業の場合は20万円とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、認証の取得、維持又は更新の申請を認証機関に行った日から認証書を受領する前までに、大館市森林認証COC認証取得支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) COC認証取得(維持・更新)計画書(様式第2号)
- (2) 認証機関に提出するCOC認証取得(維持・更新)申請書の写し
- (3) 認証機関の審査費用見積書
- (4) 市税等について未納がないことを証する書類
- (5) 国、県等が交付する補助金を受ける場合は、補助予定金額が分かる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、大館市森林認証COC認証取得支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)が、当該交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに事業内容変更・中止申請書(様式第4号)に変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、申請内容の変更又は中止について承認したときは、事業内容変更・中止決定通知書(様式第5号)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定者は、認証機関からの認証書（審査登録証）の受領後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、大館市森林認証COC認証取得支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) COC認証取得（維持・更新）実施報告書（様式第7号）
- (2) 認証書（審査登録証）の写し
- (3) 認証機関の審査費用請求書及び領収書の写し
- (4) 国、県等が交付する補助金を受ける場合は、補助金額が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、大館市森林認証COC認証取得支援事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助決定者は、大館市森林認証COC認証取得支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市森林認証COC認証取得支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 規則又はこの要綱の規定に反したとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、大館市森林認証COC認証取得支援事業費補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助金の適正な執行のために必要と認めるときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。

(補助金の経理等)

第14条 補助決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。